

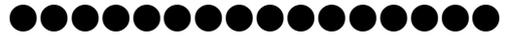
陳 情 文 書 表 (令和元年11月29日定例会提出)

陳情第23号

新築時の地盤改良工事に対する補助金の交付に関する陳情書

令和元年10月25日受理

陳情者



稲岡邦彦

〔願意〕

新築建設の際、地盤調査は必須となっています。ですが、地盤改良工事の必要のある場所とない場所があり、必要のある場所に対して地盤改良工事への補助金等の交付を陳情いたします。

〔理由〕

奈良県の盆地部において第3種、第4種地盤地域が多く分布しており、表層地盤が軟弱です。丘陵地においても宅地造成時の盛り土の転圧状況により、軟弱な地盤の宅地も存在します。

新築建設時、地盤調査（スウェーデン式サウンディング試験）の結果により、地盤改良工事が必要とされる場合が多くあり、建築主の地盤改良工事費の負担がふえることとなります。

そこで、補助金等の助成をすることで地盤の耐震化の促進にもつながり、建築主の負担の軽減にもなります。そうすることで奈良市は地震対策、耐震、防災に注力している市として新規に奈良市に入居者を囲い込むことができ、奈良市の発展に貢献できます。